

令和 7 年度 港区生活困窮者自立相談支援事業拠点 事業報告書

1. 事業の目的

生活困窮者自立支援事業（相談支援）は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援及び内容等を記載した計画の作成などにて、生活保護に至る前の段階から、生活困窮者への早期に支援を行い、生活困窮状態からの自立の促進を図ることを目的として実施。

支援にあたっては、生活困窮者自立支援制度の理念である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標にして「地域共生社会」の理念を大切にしながら従来の各制度の分野の枠や「支える側」「支えられる側」といった関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもって、人格や個性を尊重し合いながら、相互に支え合う社会の実現を目指すことを大切に事業を行った。

2. 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、社会福祉法人みなと寮と社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会との共同事業体により事業実施した。

名称は「みなと寮・港区社協共同体」と称した。

（1）相談窓口の設置場所・開設時間

・相談窓口

大阪市港区役所内2階 「くらしのサポートコーナー」

大阪府大阪市港区市岡 1 丁目 15 番 25 号 電話 06-6576-9897

・開設時間

月曜日～金曜日【土日祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
9時00分～17時30分

（2）業務の運営体制

相談支援機関として、主任相談支援員兼家計相談支援員、相談支援員の2職種で、常時4名の職員を配置した。相談支援員等の主な役割は以下のとおりの体制として実施。

主任相談支援員兼家計相談支援員は、相談支援員を統括し、関係機関との連絡調整の役割を担い、管理者としての任務遂行能力し自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメントや他の支援員の指導・育成を行い、自らも相談支援を行った。

相談支援員は、自立相談支援事業を遂行するうえで、必要な知識及び実績のある職員を常勤換算で常時2名から3名の配置を行い、生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援縁を実施するとともに、相談記録の管理やアトリーチ（訪問支援等）を行った

3. 事業実践報告

自立相談支援事業について

（１）自立相談支援

①業務の目的

生活困窮者を早期に発見し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者が抱える課題を的確に把握することを目的に事業を行い、相談内容によっては、相談窓口で継続して支援を行う場合や、他制度の相談窓口等へつなぐ場合があり、複合的な課題を有している場合など継続的に支援を行う場合は、その方の置かれている状況や本人の意思を確認した上でプランを策定。また、必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

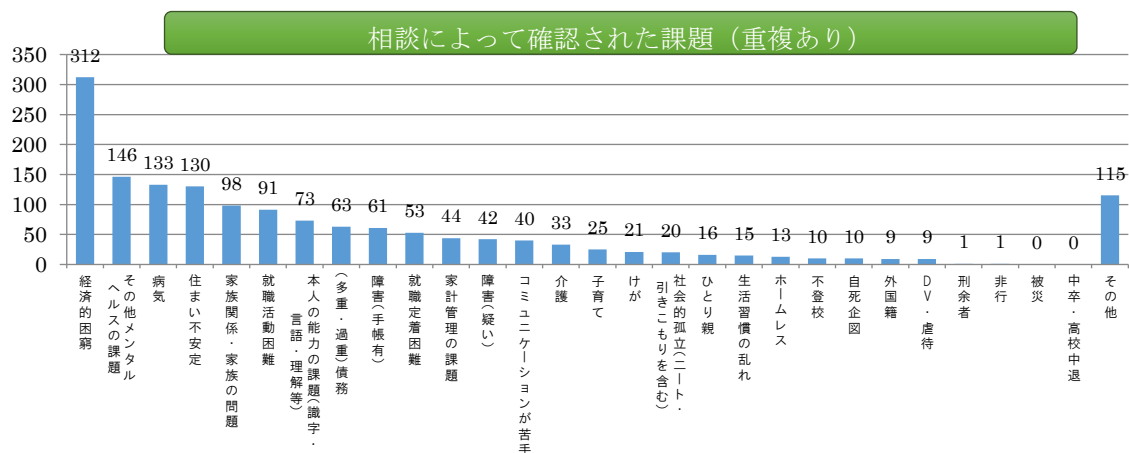
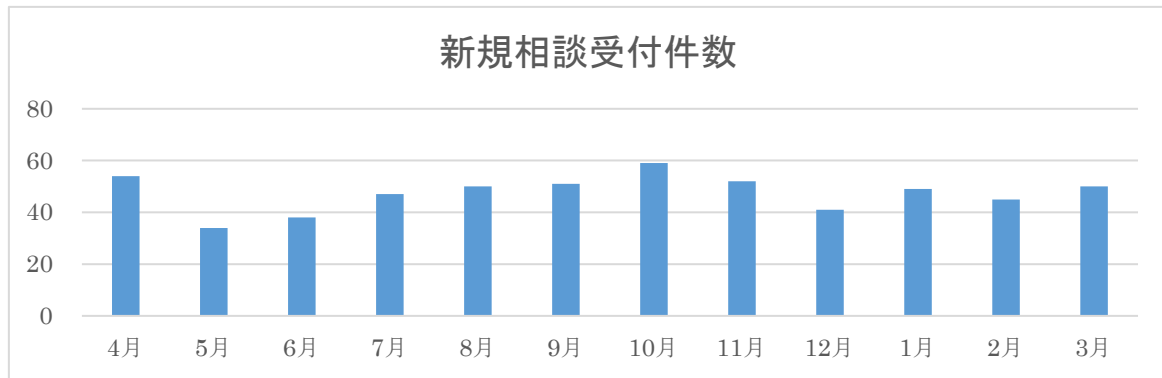
②業務実績

生活困窮者の相談について現に経済的困窮に陥っている方に限定せず、包括的・予防的な観点から、できるだけ幅広く相談対応を行った。

また、自立の方向やそのプロセスは、本人の抱える課題やおかれている環境によってさまざまであり、本人の尊厳ある生活の確保を、本人自身が獲得できるための支援を心がけた。また必要に応じて関係機関との連携を行い、多機関で方針や役割を共有しながら支援をしていくことも大切にした。

令和7年度の新規相談受付は570件で、本人の状況については、経済的困窮が約5割、その他メンタルヘルスの課題が約3割、病気が2割強であった。プラン策定をして支援をした件数は205件。支援実施後の評価確認をしたケースは209件であり、多くの相談者が生活の安定に向けた就労開始や住まいの安定、自立意欲の向上、社会的孤立の解消などの効果が見うけられた。

以下は、月別新規相談受付件数と相談によって確認された課題である。



4. 業務内容

（１）生活困窮者の自立と尊厳を実現するための包括的な相談支援体制の構築

生活困窮者の多くは自信や自己有用感を失っており、自尊感情に留意し、さまざまな課題を複合的に抱えており、課題を早期に把握し本人の状況に応じた支援を実施。

継続的に支援を行う場合は、その方の置かれている状況や意思を十分に確認し、支援プランを作成して支援、そして支援実施後は評価を行う。支援プランの内容や行った支援の評価等にあたり、定例や随時により支援調整会議を開催し内容の適切性について合議体形式で判断を行った。

なお相談者の状況を考慮し支援調整会議による決定・確認を経ずに支援を開始した場合においては、相談者に支援内容について確認・同意を得ておき、事後速やかに次回の支援調整会議にて報告を行った。

また、地域における福祉・労働・教育・住宅その他の関係機関及び民間団体との緊密な連携や支援体制の整備・構築に留意した。

（２）就労支援

相談者の自立支援にあたり、相談者の主体性を尊重し、就労支援が必要

な方には、その人に合った就労支援を提案し、相談者の希望や現状を把握したうえで「就労チャレンジ事業」「認定就労訓練事業」「総合就職サポート事業」や「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を活用しながら、自立相談支援機関として 必要な総合調整と相談者への伴走支援を実施。

また、離職等により経済的に困窮した者が、就労によって自立するための基盤である居住の場を確保するために家賃相当の支援をする「住居確保給付金」に関する相談や受付を行い、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行った。

(3) 家計改善支援・子ども自立アシスト事業・法律相談事業

「家計改善支援事業」により、家計改善の視点からの専門的な相談支援を実施することにより、相談者の日常生活・社会生活・経済生活の自立を総合的に支援。

「子ども自立アシスト事業」では、支援の必要な子どもに対し寄り添いながら生活面や進路選択などについての支援を行った。当機関として子ども自立アシスト事業支援員と共に支援について検討しながら、世帯全体への支援を実施する。また必要に応じて、学校との連携を行いながら子どもや世帯への支援をすすめた。

「法律相談事業」では、弁護士が法律の知識が必要な支援者に助言等を受けるために、法律相談事業弁護士と連携し、相談者が不利な判断を行うことを防ぐための助言を受けながら可能な支援を行った。

(4) 事業の周知

事業内容や制度について、区保健福祉センターと連携して区民や関係機関等への周知に努め、広報紙、ホームページなどの事業周知やリーフレットを区内の商業施設や金融機関や区内掲示板などに掲示、リーフレットを配架。また個別にポスティングをするなど多様な媒体を活用し幅広く窓口を認知してもらうように努めた。

(5) 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握するために、支援体制の構築に向けた取り組みを行うことにより、地域共生社会の実現を目指した。

地域で支えあう支援体制の構築においては、個別支援を行う中で構築された関係の活用や関係機関・団体・ボランティア活動者・商業施設・企業・ライフライン事業者等とのネットワークを活用した。

また、不足している社会資源についても、個別支援をすすめるなかで必要とされるニーズを把握しながら、新たな社会資源等の検討や開発に努めていった。

(6) 国又は大阪市の調査・検討への協力

国または大阪市が行う実態調査や課題検討に係る調査に協力する。

(7) 自立相談支援事業従事者養成研修への受講等

国または大阪府等が行う自立相談支援事業従事者研修等への参加を行い、区域を越えて相談支援員間で「顔の見える関係づくり」や「機関の質を高める」ために、情報交換やケース検討等などの制度の推進に資するテーマを設定してブロック会を年2回実施した。

社会福祉法人みなと寮が事業受託している市内外の生活困窮者自立相談支援事業所と月1回定例の連絡会議を行い、情報や課題の共有、研修、事例検討などをつき1回実施した。

(8) 事業の評価の実施

事業評価については、自己評価を実施のうえPDCAサイクルを意識して改善に取り組んでいく。単独機関だけでの自己評価にとどまらず、同法人内における連絡会を活用し、区外の自立相談支援機関と相互評価をすることにより、より質の高い事業実施、業務改善を目指す。

(9) 積極的なアウトリーチ支援の実施

相談窓口での対応のほか、相談者等（その家族や知人、関係機関も含む）の状況に応じ、①相談者等への家庭訪問や同行相談②相談者等が同行しない関係機関訪問を積極的に行った。

また、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方を中心に、自らの相談窓口への来所が困難な生活困窮者へは、来所者のみを支援対象者とすることがないように留意し、メールやSNSの活用による相談対応を実施した。

5. 特色ある取り組み

(1) 生活困窮者を支えるための連携への取組

自立相談支援事業が中心となり、他制度や関係者と共に連携しつつ状況に応じたきめ細かい支援をするため、必要に応じて構成員に守秘義務を設けた「支援会議」の仕組みなどを活用し関係者との情報共有や連携を行った。

また関係機関との連携をすすめるうえで区内の相談機関連絡会「みなまるねっと」による連携強化への取組みを継続。地域で孤立、ひきこもり状態にあり所属に不安を抱える方なについて、当事者とともに居場所の必要性を考える「居場所会議」の取組みを行い、当事者を含めたさまざまな関係者との連携をすすめていくことによりニーズの把握をしながら生活困窮者を支えていくことを継続した。

(2) みなと寮生活困窮者自立相談支援事業連絡会議における研修

みなと寮生活困窮者自立相談支援事業連絡会議を月1回程度開催。今年度の重点的な取り組みとして「さまざまな特性を持つ相談者の特性理解」に関する研修を実施しスキルアップに努めた。

（３）社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を活用した支援の推進

多様な支援ニーズに対応するために、行政機関内で連携を図るだけでなく、NPO や社会福祉法人、民間の関係機関や地域ボランティアなど広く社会資源を活用する事が重要であり、さまざまな生活に必要な機能を有する社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を活用した救護施設などによる生活困窮者を支える取組みをすすめ、食糧や居住支援や就労訓練の場など緊急的な支援などにおいて地域の生活困窮者を支える取組みを活用しながら支援をすすめた。